

<離縁調停を申し立てる方へ>

1 概要

養親と養子との養親子関係について解消したい場合には、養親と養子の話し合いがまとまれば、市区町村長に養子離縁届を提出することにより、養親子関係を解消することができます。養親と養子間の話し合いがまとまらない場合又は話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から、事情をお聴きしたり、必要に応じて資料を提出していただくなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をする形で話し合いが進められます。

2 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・・1,200 円
- ☐ 連絡用の郵便切手・・・100円×2枚, 82円×8枚, 10円×14枚, 1円×10枚（合計1,006円分）

3 申立てに必要な書類

- ☐ 申立書 3 通
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用の控えの 3 通を作成してください。なお、裁判所の窓口には 3 枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。
 - 養子が 15 歳未満のときには離縁後の法定代理人（実親など）が養子を代理することになります。
- ☐ 連絡先等の届出書 1 通
- ☐ 進行に関する照会回答書 1 通
- ☐ 養親、養子の戸籍謄本（全部事項証明）各 1 通
- ☐ 養子が未成年者の場合、離縁後に親権者となる者の戸籍謄本（全部事項証明）1 通
 - 戸籍謄本等は 3 か月以内に発行されたものを提出してください。なお、**申立前に入手が不可能な戸籍謄本については、申立後に追加提出することでも差し支えありません。**

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー 1 通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 相手方に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用及び相手方用としてコピー 2 通を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー 2 通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を

参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

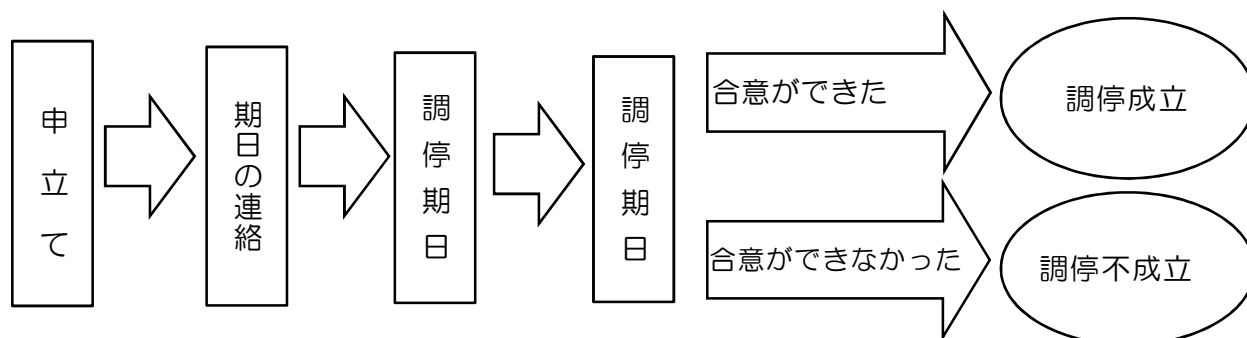
相手方の住所地が東京都内の場合の申立先は、次のとおりです。東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

（相手方の住所地）	（申 立 先）
東京 2 3 区内，三宅村，御蔵島村，小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈島，青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町，利島村，新島村，神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1 回の時間はおおむね 2 時間程度です。申立人待合室，相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。

また、原則として、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入
っていただき、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行いますので、支障が
ある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事情を記載してください。手続代
理人が選任されている場合も同様です。上記説明の際に使用しますので、各調停期日にはこ
の書面を必ず持参してください。



注 家事事件手続（調停，審判，調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。